

経済行為の基本となる民法総則

「中華人民共和国民法総則」は11章206条で構成され全国人民代表大会で採択され2017年10月1日から施行されます。民事行為無能力者の年齢を8歳に引き下げ、新しい法人形態への対応などが盛り込まれました。民法通則も廃止にはなっていません。

条文構成

民法総則	民法通則
第一章 基本規定	第一章 基本原則
第二章 自然人	第二章 <u>公民</u> （自然人）
第三章 法人	第三章 法人
第四章 <u>非営利組織</u>	第四章 民事法律行為及び代理
第五章 民事権利	第五章 民事権利
第六章 民事法律行為	
第七章 代理	
第八章 民事責任	第六章 民事責任
第九章 訴訟の時効	第七章 訴訟の時効
第十章 期間計算	第八章 <u>涉外民事に関する法律適用</u>
第十一条 附則	第九章 附則

第一章 基本規定

【第3条】

民事主体の人身権利、財産権利及びその他合法的な権益は法律によって保護を受け、いかなる組織或は個人も犯してはならない。

第三章 法人

【第62条】

法定代表人が職務の執行により他人に損害を与えたときは、法人が民事責任を負う。法人は民事責任後に法律或は法人の定款規定に基づき過失のある法定代表人に事後賠償ができる。

【第70条】

合併或は分割の場合を除き法人が解散するときは、清算義務人は清算組を組織し清算を進めなければならない。

法人の董事、理事等の執行機構或は政策決定機構のメンバーは清算義務人となる。清算義務人が清算義務を履行せず損害を与えたときは、民事責任を負わなければならない。

【第84条】

営利法人の支配株主、実質的な支配人、董事、監事、高級管理人は関連関係を利用して損害を与えた場合には賠償責任を負う。

第五章 民事権利

【第110条】

自然人は生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻の自主権等の権利を有する。

法人、非法人組織は名称権、名誉権、栄誉権等の権利を有する。

【第113条】

民事主体の財産権利は法律により平等に保護を受ける。

【第114条】

民事主体は法により物権を所有する。物権とは権利人が法に基づき特定の物に対して直接支配と排他的権利をいい、所有権、用益物権と担保物権を含む。

【第118条】

民事主体は法により債権を所有する。

【第123条】

民事主体は法により知的財産権を所有する。

第八章 民事責任

【第179条】

民事責任の主な方法としては次のものがある。

- ①侵害の停止 ②妨害の排除 ③危険の除去 ④財産の返還 ⑤原状回復
- ⑥修理、再製作及び交換 ⑦履行の継続 ⑧損害賠償 ⑨違約金の支払い
- ⑩影響の除去、名誉回復 ⑪謝罪

【第180条】

不可抗力により民事義務が履行できない場合には、法律により別段の定めがある場合を除き民事責任を負わない。不可抗力とは予見できず、回避かつ克服ができない客観的情況を指す。

【第187条】

民事主体が同一行為によって、民事責任と行政責任及び刑事責任を負う場合、行政責任及び刑事責任の負担は民事責任の負担に影響しない。民事主体の財産が不足するときは、民事責任の負担を優先して支払う。

第九章 訴訟の時効

【第188条】

人民法院に対し民事権利の保護を請求できる訴訟時効の期間は法律に別段の定めがある場合を除き3年とする。